

2. 住民意向の把握について

A 合併協議の進め方について

1市2町での議論が不十分であり、急ぎすぎではないか。もっと時間をかけて行すべき。

行政側だけで合併の話を進めているように思う。住民の意向を無視しているのではないか。

昨年4月に設置された1市3町の任意合併協議会で11月までに7回の協議会を開催しております。また、シンポジウムやタウンミーティング等で合併について住民の皆様にご説明させていただき、ご意見を伺ってまいりました。今回の1市2町による先行協議は、1市3町の任意合併協議会で協議してきた内容を基に進めているもので、市内23公民館で説明会を実施し、皆様のご意見を伺いながら進めているところでございます。

B 住民投票の実施等について

住民投票を行うべきだ。

合併の是非についての法律上の最終的な判断は、市民の代表である議会に委ねられております。したがって住民投票については、今のところ実施する考えはありません。

3. 財政及び財政支援措置について

A 財政支援措置及び合併特例債について

合併特例債の使途が、はっきりしていない。何の役に立つかわからない。

合併特例債につきましては、本市と津久井町、相模湖町との合併にあたり、真に必要な事業について検討しており、合併後の新市の一体性の確保や安全・安心、子育て支援のための事業を想定しております。現時点においては、新市域全体に関わるものとして、(仮称)下九沢大島線道路改良、(仮称)北地区保健福祉センター、し尿処理施設整備事業、防災行政用同報無線整備事業で約159億円を見込んでおります。また主として現在の津久井町、相模湖町の区域を想定するものとしては、消防庁舎建設事業、こどもセンター建設事業、児童クラブ整備事業で約26億円を見込んでおります。

合併特例債を発行して市民、次世代に負担を増やさないでほしい。

合併特例債は、新市の一体性を確保する事業などに充てるために発行する市債(市の借金)ですが、元利償還金相当額の70%は、国が地方に交付する普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入されることとなり、新市におけるまちづくりのために有効であることから、必要最小限の範囲で活用することとしているものです。また、普通交付税については、合併特例法の適用を受けて合併することにより、普通交付税の額の算定において合併算定替(合併年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年間は段階的に縮減する制度)の適用により、交付されるものと見込んでおります。

B 合併に伴う財政負担について

津久井地域の方が高齢者が多い等で、税金の負担が大きくなる。

合併を理由に税の負担が大きくなることはないと考えております。

承認

協議第33号 新まちづくり計画について(継続協議)

(協議議案については、本紙第1号に掲載しております。)

相模原市委員 将来的に1市4町による合併を理想と考えているが、城山町を含む1市3町の法定協議会と、藤野町との1市1町による法定協議会については、4月に設置される予定と考えてよいか。

事務局 市・町議会で承認されれば、4月に設置される。

相模原市委員 結果的に飛び地になる可能性はあるので、そのことを念頭におかなければいけないと思う。まちづくり計画の中で、新市としての一体感を持たせるための施策や、飛び地を生かした施策などの提案がされている部分はあるか。

事務局 一体感を持たせるための施策としては、合併シンボルプロジェクトのうち、「地域連結夢プロジェクト」や「市民のオアシスプロジェクト」などが該当する。一方、飛び地を生かしたまちづくりについては、触れていない。

相模原市委員 新市の総合計画を策定する時点で、前述の点について特段の配慮をお願いしたい。

相模原市委員 第2回協議会の最後に、辻アドバイザーから、飛び地合併は全国的にも事例が存在するし、飛び地の状況となっている期間が短ければさほど問題はない、という趣旨の発言があったが、本当にそうお考えか。

辻アドバイザー この合併協議会の議論の前提として、基本的には1市4町で最終的に合併が進むことを想定した上で、1市2町の合併協議を行うということがある。一般論として、飛び地合併で一番弊害が出るのは、面的な連続性(道路、まちづくりなど)が遮断される場合である。しかし当地域は、相模原市と城山町がもともと1つの都市計画区域なので、仮に城山町が合併しなくても、都市計画的にはつながることになる。事業の

実施は各自自治体が行うので、足並みを揃えることなどを考えると一体となることが当然望ましいが、計画上の整合性は図られる。また、ソフト事業のサービスについては、飛び地であってもなくても基本的には変わらない。

相模原市委員 前回の協議会で、吉田アドバイザーから、当地区で飛び地合併となったとしても、そのために移動コストが高くなるわけではない、との発言があったが、移動コストは単純に距離の長短だけで決まるものなのか。

吉田アドバイザー それほど大きく離れている訳ではないので、移動コストは少ないだろうし、あくまでも1市4町の一体感を創出する政策が重要であると発言した。

今回、1市4町の合併に先行して1市2町の合併を進める、と言われているが、私は1市2町の合併によって1市4町の骨格となる部分が実現してくると捉えている。自然的土地利用と都市的土地利用をどのように融合し、新しい都市を創造するのかということが基本的な課題となる。まず、新しい市としては、津久井・相模湖地域を中心にどう新しい産業振興をしていくかを考えるべきではないか。

都市というのは一体的な方が望ましいので、城山町・藤野町も含めて最終的に1市4町で新しい都市を作っていくんだという情報発信が必要である。

津久井町委員 1市4町の合併を目指す上での1市2町先行合併はやむを得ない。「飛び地」という言われ方をされるが、ソフト的にもハード的にも一体的なまちづくりは可能である。

相模湖町委員 合併特例債候補事業の実施予定年度等について教えてほしい。また、飛び地となった場合のデメリットについて説明してほしい。

事務局 合併特例債候補事業の実施予定年度等については、別表(下欄に掲載)のとおりである。また、飛び地になった場合に想定されるデメリットについては、たとえば生活保護事務、保健所事務、建築確認等事務について、津久井町及び相模湖町の区域は新市が行い、城山町及び藤野町については県が行うこととなるため、現在の津久

井地域全体を見た場合には、実施主体が2つになるという点が考えられるが、市としては出先の組織を設けることを検討しており、住民サービスの水準は確保する。

相模湖町委員 津久井町及び相模湖町の地域への出先機関の設置については、検討するというが担保できるものがあるか。

事務局 合併協議会としてそこまで決めることはできないが、飛び地であるかないかにかかわらず、新市の責務として、住民が困らないように検討していくものと考えている。

相模原市委員 1市2町の合併協議は、1市4町を目指していくという大きな理想を理由に進められていくので、そのことに関する特段のコメントをする必要がある。

津久井町委員 相模原市委員の意見に賛同する。城山町民は合併を望んでいるという話も聞く。協議会全員が1市4町を目指すべきであるという考えで一致できるのではないか。1市2町で協議をしているが、門戸を開き、1市4町での合併に向けた確認をしようことが大切である。

相模原市委員 お二人の委員に同感である。城山町、藤野町の住民へのメッセージとして、また1市2町の住民に対しても、協議会委員全員としての意見集約をすることが必要なのではないか。お取り計らいをお願いしたい。

この後、賛同の意見が複数あったため、20分間の休憩の後、事務局で作成した「相模原・津久井地域の今後のまちづくりにおける意見(案)」(1面に掲載)を読み上げ、承認されました。

原案どおり決定

報告第12号 合併協定書(案)について

事務局より、合併協定書はこれまで1市2町が協議会において協議してきた事項をとりまとめたもので、法律に定める合併の手続きの前に、1市2町の間で調印を行い、これまで行ってきた合併協議の内容を最終的に確認するためのものであることを説明しました。

承認

合併特例債候補事業に関する資料

No.	事業名	10年間に想定される事業費(百万円)	起債額(百万円)	事業説明	財政計画における積算年度
1	(仮称)下九沢大島線道路改良	8,330	7,914	さがみ縦貫道路(仮称)城山インターチェンジ付近から、国道129号作の口付近を結び、さがみ縦貫道路へのアクセス道路となるとともに、相模原市域と津久井地域を結び、新市の一体性の確保に重要な役割を担う。周辺道路混雑の緩和と安全で円滑な交通確保を図るための広域幹線道路(西北部の都市軸を形成する道路)として位置付け、都市計画決定等事業の具体化を進める。	23~27
2	(仮称)北地区保健福祉センター	5,002	4,753	保健福祉の総合的サービスの調整及び提供機能を有する北地区における拠点施設の整備を行う。また、北地区メディカルセンターを併設する計画として進める。	19~24
3	し尿処理施設整備事業	1,815	1,724	合併後に新市において一般廃棄物処理計画の見直しを行い、施設の配置計画を策定し、より効率的な収集・処理体制の構築を図る。し尿処理施設については、新市で2箇所となることから、老朽化したそれらのあり方について検討し、新たなし尿処理施設の整備を行う。	22~24
4	防災行政用同報無線整備事業	1,654	1,503	防災行政用同報無線の周波数の割り当てについて1市1波が原則であることから、新市において速やかに周波数の統一を図る必要があるため、概ね5年を目途にデジタル化による統合再整備を新市全域にわたって行う。	18~22
5	消防庁舎建設事業	2,299	2,184	より効果的な部隊運用・部隊活動が実施できるよう再編計画を検討し、津久井地域の消防署所の整備を行い、消防力の増強を図る。	21~25
6	こどもセンター建設事業	428	325	現在相模原市では、児童館、及び児童クラブ機能、並びに地域における子育て支援の拠点としての機能を併せ持つこどもセンターを、各公民館区に1館ずつ整備を進めていることから、津久井地域、相模湖地域にもこどもセンターを新たに建設する。	24~26
7	児童クラブ整備事業	158	112	現在相模原市では、放課後児童健全育成事業として保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図ることを目的に、各小学校区に1館の児童クラブの整備を進めていることから、津久井地域、相模湖地域においても児童クラブ未整備小学校区の解消を進める。	24~26
合計		19,686	18,515	起債額は上限である346.8億円の約53%	

上記の他に、合併市町村振興基金(40億円)のために、38億円の合併特例債の発行を見込んでいます。各事業は、新市において策定することとなる総合計画により優先順位が決められ、優先度の高い事業から実施することとなります。このため、「財政計画における積算年度」は、各事業の実施年度を確定するものではありません。